

共有すべき事例

2017年7月 事例1

〔疑義照会〕 薬剤変更の事例

(事例番号：000000053221)

事例

【事例の内容】

ベタニス錠50mg 0.5錠分1朝食後56日分が処方された。前回まではベタニス錠50mg 1錠分1朝食後であった。患者から「最近は調子がよいため、錠剤を割って1回半錠を飲んでた。それを処方医に伝えたところ、実際の飲み方に合わせて処方が変わった。」と聞き取った。ベタニス錠は徐放性製剤のため、分割することで徐放性が失われ薬物動態が変わる恐れがあり、急激に血中濃度が上昇することで副作用発現の可能性も高くなると考え、処方医に疑義照会した。ベタニス錠25mg 1錠分1朝食後56日分に処方変更となった。

【背景・要因】

未記載

【薬局が考えた改善策】

採用医薬品の分割および粉碎の可否について定期的に確認し、職員に周知徹底を図る。徐放性製剤を服用している患者には、分割して服用しないように指導を行う。

その他の情報

ベタニス錠25mg、ベタニス錠50mgの添付文書（一部抜粋）

【使用上の注意】

8. 適用上の注意

- (2) 服用時：本剤は徐放性製剤であるため、割ったり、砕いたり、すりつぶしたりしないで、そのままかまずに服用するよう指導すること。〔割ったり、砕いたり、すりつぶしたりして服用すると、本剤の徐放性が失われ、薬物動態が変わるおそれがある。〕

事例のポイント

- 口腔内崩壊錠など製剤上の特性がある医薬品が増えている。中でも徐放性製剤は、噛み砕いたり粉碎したりすることによって血中薬物濃度が上昇し有害事象の発生につながる可能性がある。医薬品のそれぞれの特性を理解しておくことが重要である。
- 患者によっては医薬品を自己調整して服用する場合があるため、患者自身も製剤の特性を理解しておくことや、用法や用量の説明をする以外に医薬品の製剤上の特性についても説明しておくことが有効な対策となる。

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。

※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課す目的で作成されたものではありません。

※この情報の作成にあたり、薬局から報告された事例の内容等について、読みやすくするため文章の一部を修正することがあります。そのため、「事例検索」で閲覧できる事例の内容等と表現が異なる場合がありますのでご注意ください。



公益財団法人 日本医療機能評価機構 医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区三崎町1-4-17 東洋ビル

電話：03-5217-0281(直通) FAX：03-5217-0253(直通)

<http://www.yakkyoku-hiyari.jcqh.or.jp/>

共有すべき事例

2017年7月 事例2

〔疑義照会〕 薬剤変更の事例

(事例番号：000000053229)

事例

【事例の内容】

アラセナーA軟膏3%等が処方された患者に、バラクルード錠0.5mgが処方された。患者はバラクルード錠0.5mgを服用したことがなく、今回は単純疱疹で受診した。疑義照会の結果、バラクルード錠0.5mgからバラシクロビル錠500mg「日医工」に変更となった。

【背景・要因】

処方医が処方箋の入力の際、頭2文字が同じであるバラクルード錠0.5mgを選択したと考えられる。

【薬局が考えた改善策】

新規に医薬品が処方された時は、受診した目的を聞き取り、処方薬の効能・効果と確認を行う。

事例のポイント

- 処方箋を発行する際に起きがちな、頭2文字が一致している名称類似の医薬品の入力間違いの事例である。
- 処方箋を受付けた際には、どのような場合でも症状や診察の内容などを患者から聞き取り、処方内容が患者から聴取した内容と矛盾がないか確認してから調剤することが重要である。

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。

※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課す目的で作成されたものではありません。

※この情報の作成にあたり、薬局から報告された事例の内容等について、読みやすくするため文章の一部を修正することがあります。そのため、「事例検索」で閲覧できる事例の内容等と表現が異なる場合がありますのでご注意ください。



公益財団法人 日本医療機能評価機構 医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区三崎町1-4-17 東洋ビル

電話：03-5217-0281(直通) FAX：03-5217-0253(直通)

<http://www.yakkyoku-hiyari.jcqh.or.jp/>

共有すべき事例

2017年7月 事例3

〔疑義照会〕 薬剤削除の事例

(事例番号：000000053462)

事例

【事例の内容】

咳や鼻水の治療のため、70歳代の患者に臨時の処方箋が発行された。お薬手帳に記載されている併用薬や診療科（腎臓内科）により、腎機能の低下が疑われた。患者が持参した血液検査の結果を確認したところ、血清クレアチニン値が 4.46 mg/dL 、 eGFR が $10.8\text{ mL/min/1.73m}^2$ であった。また、クレアチンクリアランスを計算すると、 9 mL/min であった。末期腎不全で高度の腎機能障害があると判断し、疑義照会を行った。その結果、ロキソニン錠 60 mg およびザイザル錠 5 mg の処方が削除となった。

【背景・要因】

処方医は、他科からの処方薬や合併症を把握していなかったと考えられる。以前から来局していた患者であったが、薬局でも腎機能については確認できていなかった。お薬手帳の情報から患者の状態を把握する努力が不十分だったと考えられる。

【薬局が考えた改善策】

腎機能等に影響がある薬が処方されていない時でも、患者の合併症などを把握するように努め、必要に応じてすぐに疑義照会できるようにしておく。

事例のポイント

- お薬手帳の情報から併用薬や診療科を把握し、さらに患者が持参した検査値を活用して、処方医に対し薬学的知見に基づいた適切な情報提供を行った良き事例と言える。
- 高齢者や腎機能・肝機能が低下している患者への薬物治療においては、薬物代謝や排泄などの薬物動態に注目して処方箋を監査することが重要である。

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。

※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課す目的で作成されたものではありません。

※この情報の作成にあたり、薬局から報告された事例の内容等について、読みやすくなるため文章の一部を修正することがあります。そのため、「事例検索」で閲覧できる事例の内容等と表現が異なる場合がありますのでご注意ください。



公益財団法人 日本医療機能評価機構 医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区三崎町1-4-17 東洋ビル

電話：03-5217-0281(直通) FAX：03-5217-0253(直通)

<http://www.yakkyoku-hiyari.jcqh.or.jp/>